

安曇野市中小企業向け 物価高騰対策支援金のお知らせ

安曇野市は物価高騰の影響を受け原材料費・仕入値が増加した事業者を支援するため支援金を交付します。

詳しくは商工会HPをご覧ください。

対象者(以下の①～③の要件をすべて満たす事業者)

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること(社会福祉法人・医療法人・特定非営利活動法人・一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人・学校法人・農事組合法人などは対象外)
- ② 申請時以降も事業を継続する意志がある下記の者
法人の場合 市内に本店または主たる事業所を有する法人事業者
個人の場合 市内に主たる事業所または住所を有する個人事業者
- ③ 直近の年と直近の年の前年の決算書又は収支内訳書で計算した原価率を比較して3.0ポイント以上上昇していること

給付内容

直近の決算書等に示された下記の年間仕入(原材料費)額の規模に応じて段階的交付します。

支援金の額

| | | |
|-------------|-----------|----------|
| 年間仕入(原材料費)額 | 10万円以上 | 3,000円 |
| // | 50万円以上 | 15,000円 |
| // | 100万円以上 | 30,000円 |
| // | 300万円以上 | 90,000円 |
| // | 500万円以上 | 150,000円 |
| // | 1,000万円以上 | 300,000円 |

(申込状況に応じ支援金額を減額調整する場合がございます。1事業者1回限り)

受付期間

令和5年7月3日(月)～8月31日(木)※当日消印有効

【お問い合わせ・申請書提出先】

安曇野市商工会 事務局本部(穂高商工会館)

〒399-8303 安曇野市穂高5047

TEL0263-87-9750 FAX0263-72-8491



中小企業者とは

→中小企業基本法第2条第1項等により規定された事業者

| 業 種 | 下記のいずれかを満たすこと | |
|-----------------|---------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 製造業・建設業・運輸業・その他 | 3億円以下 | 300人以下 |

申請方法

安曇野市商工会へ申請に必要な書類を郵送もしくは窓口で提出

申請時に必要な書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
申請書は安曇野市商工会ホームページからダウンロード又は各商工会館の窓口
に備付け
- ② 確定申告書の写し(直近の年及びその前年)
- ③ 決算書又は収支内訳書の写し(損益部分)(//)
- ④ 振込口座のわかる通帳の写し(表紙と見開き部分)

その他留意事項

【商工会に未加入の場合は下記の書類が必要】

- 〈法人の場合〉 (1)法人事業概況説明書(両面)の写し
(2)直近の確定申告をした事を証する書類(電子申告の受信通知等)
- 〈個人の場合〉 (1)免許証またはマイナンバーカード等の写し(本人確認ができる書類)
(2)直近の確定申告をした事を証する書類(電子申告の受信通知等)

支援金の支払時期

令和5年9月1日より順次支払